

こま 困ったときや、心配なことがあるときは、
ひとりで悩まずに相談してください（秘密は守ります）

ながおかしない そうだんさき
長岡市内の相談先

がっこう じぶん こま
●**学校や自分の困りごとなど**

子どもサポートコール（月～金 9:00～16:00）

電話：0258-39-2216

がくしゅう なや ふとうこう そうだん
●**学習の悩み、不登校などの相談**

子ども・青少年相談センター（月～金）
電話相談：9:00～17:00
面談相談：9:00～18:00

電話：0258-32-3663

メール：kodomo-soudan@city.nagaoka.lg.jp



どこに相談したら
よいか迷ったら、
まずはここに
相談してください

めんだんそうだん
面談相談は
先に電話をして
予約してください

にいがたけん そうだんさき
新潟県の相談先

●**いじめ、学校に行きたくないなど**

新潟県いじめ・不登校等相談窓口（毎日24時間）

電話：025-285-1212

メール：ijime@mailsoudan.org



やすみの日や夜でも
電話やメールで
相談できます

そのほかの相談先



子どもの相談機関一覧



親子のための相談LINE



こころの健康相談

ほかにもたくさん
相談先があるよ！

そだ 育つよろこび 育てる幸せ
みんなで子育てするまち ながおか 長岡

知っていますか？
子ども・若者の権利

どんな権利があるの？



子どもや若者の権利はたくさん種類があります。
どんな権利があるのかを知って、自分や周りの人の権利も大切にしましょう。

困っていることを相談し、必要な助けを受ける権利

自分の意見や気持ちを、自由に表現する権利

愛情を受け、理解され、育てられる権利

差別されず、自分らしく生きる権利

他にどんな権利が
あるかな？
考えてみよう！

自分や
周りの人の権利は
守られているかな？

せかいじゅう こ けんり
世界中のすべての子どもに権利があります。



「子どもの権利条約」は世界中の子どもたちがもっている権利を定めたもので、次の4つの原則があります。

差別のないこと 子どもにとって最もよいこと

命を守られ成長できること

子どもが意味のある参加ができること



子どもの権利条約

子どもの権利を守るために

長岡市ではこんな取り組みを行っています！



- 「長岡市子ども・若者の権利条例」と、「長岡市子ども計画」を作りました。生まれてから大人になるまで、すべての人が安心して過ごせる社会を目指します。
- 「長岡市子ども・若者の権利条例」を、より多くの人に伝えます。
- 子どもや若者の声を聞きながら、いろいろな立場の大人と協力します。
- 子どもや若者の権利が傷つけられることを予防します。
→ 学校のこと、お家のこと、友達や自分のこと等で困った時や、心配なことがある時は、この紙の裏に書いてある連絡先に相談して下さい。



長岡市子ども計画



長岡市子ども・若者の権利条例

ながおかし こ わかもの けんりじょうれい
「長岡市子ども・若者の権利条例」って？



すべての子どもや若者の権利が守られ、自分らしく健やかに成長することを目標として作られた条例（市などが定めた決まりごとや、大切にすることをかんがえなどをまとめたもの）です。

おとな そしき やくわり
大人や組織の役割



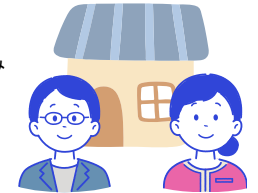
市の役割

子どもや若者の意見を聞いて
社会に参加できるような仕組み
を作る



育ち学ぶ施設の役割

子どもや若者に権利について
教え、一人ひとりに寄り添う



保護者の役割

愛情を持って子育てをし
安心して過ごせる家庭を作る



子どもや若者を地域全体で見
守り、子育てしやすい職場を
作る

市民の役割



市の取り組みにより、子ども
や若者の権利が守られている
か確認する

議会の役割

